

事 務 連 絡
令和4年4月19日

都道府県多文化共生施策担当部局長 殿
政令指定都市多文化共生施策担当部局長 殿

出入国在留管理庁出入国管理部
出入国管理課長 西山 良

来日したウクライナ避難民の方々への情報提供等について（2）

平素から出入国在留管理行政に御理解・御協力を賜りありがとうございます。

来日したウクライナ避難民の方々に対する国の支援については、現在、関係府省庁において具体的な対応策の検討を順次進めているところであり、本年4月14日（木）に避難民の方々に手紙を発送し情報提供を行い、本年4月14日付け事務連絡「来日したウクライナ避難民の方々への情報提供について」において御案内したところです。

その後、本年4月19日（火）に、就労、医療、介護、子育て及び教育について、別添1から別添7までのとおり、避難民の方々に手紙を発送し情報提供を行いましたので、御参考までに送付いたします。

また、ウクライナ避難民の方々への手紙の内容である、就労、医療、介護、子育て及び教育に関する情報について、関係省庁から各地方公共団体の所管部局宛てに以下の内容の御連絡をしておりますので、御参考までに共有いたします。

多文化共生部局におかれましては、本事務連絡について、所管部局と情報共有の上、御対応いただけますようお願いいたします。

1. 就労支援について

就労支援については、ハローワークにおいて、ウクライナ避難民の方々のニーズを踏まえた、職業紹介をすることとしており、就労を希望するウクライナ避難民の方々に、地域のハローワークで、仕事を紹介することが可能であること。（令和4年4月15日時点で支援の申し出企業は、405件。）

同様の内容を、都道府県・市区町村の外国人雇用対策担当課室に連絡済みであること。

2. 国民健康保険への加入について

ウクライナ避難民については、「短期滞在」の在留資格の期間中においても、本邦滞在を希望する場合、「特定活動（1年）」の在留資格への変更許可申請を提出することができ、「ウクライナ避難民が「特定活動（1年）」の在留資格を付与され、市町村において外国人住民となった日から国民健康保険の資格の適用となる」旨を都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）に連絡済み（「ウクライナから避難を目的として入国した外国人に

係る国民健康保険の適用について」（令和4年3月18日付け事務連絡））であること。

3. 介護保険について

ウクライナ避難民に係る介護保険の適用については、「現行の外国人に対する介護保険の適用と同様の取扱いとなること。具体的には、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民を介護保険の被保険者とする」旨の事務連絡を各都道府県及び各区市町村介護保険主管部（局）に発出済み（ウクライナから避難を目的として入国した外国人に係る介護保険の適用について（令和4年4月7日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡））であること。

4. 子育てについて

子育て支援に関して、以下のウクライナ避難民の方々への対応について、子育て支援担当部署に連絡（令和4年4月19日事務連絡）済みであること。

- ・求職活動や就労等（※）により児童を預ける必要がある場合、保育所等において児童を預けることが可能であること。
- ・昼間に一時的に児童を預かる「一時預かり事業」、子育て中の親子が交流し、不安・悩みを相談できる「地域子育て支援拠点事業」、子育てに関する情報提供、相談を受けられる「利用者支援事業」などの子育てサービスを利用可能であること。
- ・児童の年齢等に応じて「児童手当」を住所地の市町村に請求することが可能であること。

（※）保育所等を利用するためには認定が必要であり、利用を希望する場合、市区町村へ相談すること。

5. 教育について

ウクライナ避難民の方々が、幼稚園、小学校、中学校、高校、高等専門学校、大学への子供の就学を希望する場合に役立つよう、相談先や、就学等に関する資料をまとめているところであること。

ウクライナ避難民の子供が就学を希望する場合の積極的な受入れや、就学や学校での指導等についての留意事項について、全国教育委員会や地方公共団体、大学等に連絡（令和4年4月18日付け事務次官通知）済みであること。

さらに、日本語教育については、文化庁が実施する「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」等においてその支援を行っているところですが、当該事業等を活用してウクライナからの避難民の方々を対象とした日本語教室の実施等へ支援を行うことを検討しており、文化庁より、貴部局宛てに具体的な情報について追って御連絡することとしています。

最後に、国による支援の内容に関しては、前回の事務連絡でお伝えしたとおり4月21日（木）に自治体衛星通信機構のシステムを用いたオンラインでの自治体向け説明会を実施いたします。詳細は下記のとおりです。

各都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）への周知につきましても併せてお願い申し上げます。

添付物

- 1 命が危ないためウクライナから日本に来た皆様へ（令和4年4月19日付け）
（ウクライナ語版・日本語版・英語版）
- 2 ハローワークが仕事探しを手伝います（ウクライナ語・英語・日本語）
- 3 病気やケガに備え、国民健康保険への加入が必要です。（ウクライナ語・日本語・英語）
- 4 子育て支援のサービスを受けることができます（ウクライナ語・日本語・英語）
- 5 就学ガイドブック（英語・日本語）
- 6 高校で勉強したい外国人のみなさんへ（ウクライナ語・日本語）
- 7 就学援助制度（ウクライナ語・日本語）

記

- 1 開催日時
令和4年4月21日（木）13時30分～14時30分
- 2 対象者
都道府県及び市区町村の担当者
- 3 開催方法
一般財団法人自治体衛星通信機構の地域衛星通信ネットワーク（LASCOM ネット）を通じてライブ放映を行います。また、説明会后、当日の録画映像を YouTube 法務省チャンネルにおいて、関係者に限定する形で配信を予定しております。視聴用の URL は別途連絡いたします。

- ・チャンネルは地域衛星通信ネットワークの1chです。
視聴の方法等は、貴庁内担当課（消防防災部局等）にご確認ください。
LASCOM ネットについてご不明な点は、一般財団法人自治体衛星通信機構 情報企画課（TEL：03-6261-1539 FAX:03-6261-1534）へお問い合わせください。
 - ・当日、視聴できない場合は、後日、録画映像をご覧ください。
 - ・YouTube 法務省チャンネルの視聴用 URL の送付には、説明会終了後一週間程度要する見込みです。

- 4 資料
前日までに ek-Bridge にアップロードの上、その旨メールにて御連絡いたします。説明会当日は印刷した資料をお手元に御用意いただき視聴をお願いいたします。
- 5 御質問・御意見への対応
上記3の地域衛星通信ネットワーク（LASCOM ネット）の技術的制約により、双方向での通信ができないため、当日の質疑応答はございません。御質問・御

意見につきましては、以下のメールアドレス宛てに、質問件名、質問内容、担当者連絡先をメール本文に記載の上、御提出願います。なお、添付ファイル等は添付しないでください。また、御質問・御意見につきましては、電話ではなく必ずメールでの御提出をお願いいたします。

メールアドレス：ukraine_jichitai@i.moj.go.jp

以上

担当者連絡先

法務省出入国在留管理庁出入国管理部

出入国管理課 担当 小林（仁）、池田、佐藤、杉山

電話：03-3580-4152